

第3回 幼保推進部会 への提案

認定こども園 杉本五十洋

「利用調整の在り方について」

「市が第3期も一般的利用調整を続けていきたい」の理由

100を超える施設において定員外で受け入れており、年度途中においても、歳児や地域によっては数カ月の入所待ちというケースもあり、引き続き利用調整が必要な状況に変わりなく、また保育の必要性の高い子供が、希望する施設の利用ができなくなる可能性や、人気のある保育施設に利用希望が集中して、定員割れの施設がさらに拡大するといったような懸念があり、今後、五年間の子どもの数の推移を注視して行く必要があるが、直ちに認定こども園の利用調整を緩和することについては慎重に考える必要がある。

このような局所的現象をもって市域全体のこととみなすのは不合理。支援法でも繰り返し、保護者希望を優先尊重することが求められている。保護者がより良いところに入園させようとする限り、いつまでも相対的な人気園はなくなる。そもそも、利用希望者が望む施設に望む時期に入園できることが、市民への究極の保育サービスであるが、望む施設を選択する限り人気園は存在することになる。

今回資料別紙2 P6 太枠内中段

(全ての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法で行うことが標準的な調整方法であるが、各市町村における子ども・子育て会議において説明し、了解を得た市町村では、)

保護者の希望を可能な限り踏まえるという観点から、(イ)直接契約施設・事業である「認定こども園」及び「小規模(家庭的)保育事業」等において、それぞれ当該施設・事業を第一希望で利用希望する保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法を取ることも可能とする。 と、支援法で記載されている。「施設毎での利用調整」

更に P7 太枠内

(イ)の利用調整方法を実施する場合、基本的には、施設・事業を通じて利用募集を行った上で、市町村が利用調整を行うこととする。中略 この取扱を可能とする保護者の第一希望である施設・事業については、保育認定を受けた子ども1人につき1ヶ所にかぎるものとし、第一希望の利用を斡旋できない場合、第二希望以下の施設・事業で通常の利用調整をおこなうこと。 と、書かれている。

このように、支援法では保護者の第一希望を優先尊重することが求められている。しかしながら市の意向は、時期尚早。これからの第3期5年間の推移を観て検討すればいいとの考えです。

今や保育園・認定こども園・家庭的保育事業・幼稚園にとって自園の特性を飛躍させ切磋琢磨しなければならないとき、預けたいと思う園に申請できる保護者は安心感がもてる納得のいく利用調整に進化するべきです。予算もかからずに実施できる市民サービス向上は即刻実施するべきではないでしょうか？

提案

令和8年度から、保育園・認定こども園・小規模(家庭的)保育事業等の入園申請は、当該児同伴で見学完了を条件として、随時、「施設毎での利用調整」を行うこととしていただきたい。_____